

重要事項説明書(介護老人保健施設)

(令和 8 年4月1日現在)

1. 事業所の名称

事業所の名称	済生会豊浦ケアセンター 介護老人保健施設ひびき苑 (令和 8 年 4 月1日開設) 介護保険事業所番号 〈3550180156〉
所在地	〒759-6302 山口県下関市豊浦町大字小串10007番地の3
運営主体	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部 山口県済生会
施設長	阪田 健介
電話番号	TEL 083-772-2231(代) FAX 083-772-4605

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

(1) サービスの目的

症状が安定し、治療よりは介護やリハビリテーションが必要な方々に、介護保険の施設サービス計画にもとづく、医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練や、個々の能力に応じた日常生活ができるように支援する。

(2) 運営方針

利用者の自立を支援し、在宅復帰を目指す為に、明るく家庭的な雰囲気と地域と家庭との結びつきを基本方針として運営する。

3. 老人保健施設「ひびき苑」の職員体制

	介護老人保健施設	通所リハビリ	業務内容
医師	1名以上(非常勤)		利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
薬剤師	1名以上(非常勤)		医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
管理栄養士	1名以上(常 勤)		利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
支援相談員	1名以上(常 勤)		利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る他、ボランティアの指導を行う。
事務職員	1名以上(常 勤)		介護報酬請求等の事務全般

介護支援専門員	1名以上(常勤)		施設サービス計画を作成し、定期的にモニタリングを行う。他職種共同で、利用者の施設サービス計画の見直しを行う。
作業療法士	5名以上(常勤・非常勤)		医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
理学療法士			
看護師	7名以上(常勤) 1名以上(非常勤)	0名	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
介護職員	10名以上(常勤)	5名以上(常勤)	利用者の施設サービス計画及び、通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
運転手		2名以上(委託)	送迎車両の運転

4. 勤務体制について

勤務の種類	勤務時間	看護・介護職員
早出	6:00～14:45	1名
日勤	8:30～17:15	4～8名
遅出	11:15～20:00	1名
夜勤—準夜	16:30～ 1:15	3名
夜勤—深夜	0:30～ 9:15	2名

5. 施設の概要

利用定員	50名(短期入所含む)
------	-------------

個室	2人部屋	4人部屋
10室	2室	9室

主な設備	備 考
食 堂	車椅子、歩行器等のご使用も、可能にしています。
機能訓練室	1階にあります。通所リハビリテーションと共用となります。
談話室	談話コーナー、テレビ鑑賞、娯楽コーナーとなります。
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
診察室	医師による診察
サービスセンター	看護師 ・ 介護職員の駐在

6. サービスの内容

種 類	内 容
サービス計画の立案	施設生活の目標、医療・看護・介護・リハビリ等のサービス内容について計画を作成します。
食 事	利用者一人一人の健康、栄養状態や摂食状況をチェックし、栄養ケアを行います。また、個々に対応した食事とバラエティに富んだ食事を提供致します。毎食後 口腔ケアを行います。 食事時間は 朝食7:30 昼食12:00 夕食18:00です
口腔衛生	口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行う。
排 泄	利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても、適切な支援を行います。
入 浴	年間を通じて、週2回以上の入浴を計画しています。入浴できない方には清拭を行ないます。寝たきり、機能障害等で一般浴槽の入浴が困難な方には、特殊浴槽での入浴を支援します。
生活指導 (離床・着替え・整容等)	日常生活の自立支援を行い、寝たきり防止の為に、できるだけ離床を勧めます。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え、整容を行えるよう、理美容の支援に配慮します。 シーツ交換は、週1回行います。 衣類の洗濯は、ご家庭でお願いしていますが、心身の状態や家庭等の事情で困難な場合は、ご相談下さい。
診 察	・医師により、必要と認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行います。 ・利用者の状態の変化、症状からみて当施設において自ら必要な医療を提供することが困難と認められる時は、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・利用者は、外部の医療機関に通院することは原則としてできません。他科受診希望の場合は、ご家族との連携をもって対応します。
機能訓練	理学療法士・作業療法士により、入所者の状況に応じた機能訓練の計画、実践を行い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立ができるように、リハビリテーションを行います。 また、生活を豊かに保つ為のリハビリとして、活動療法や園芸療法等を取り入れています。
行 事	年間を通して、下記行事を予定しています。 花まつり(4月)、苑外散歩・バスレク(5. 6月)、七夕祭り(7月)、ひびき苑夏祭り(7月)、敬老会(9月)、大運動会(10月)、文化祭(作品展)(11月)、クリスマス忘年祭(12月)、初詣、(1月)節分祭(2月)、ひな祭り(3月)その他、ボランティアによる慰問等 行事に際し、娯楽費を徴収することがあります。その場合は、書面で各自にご連絡いたします。(但し、月々の教養娯楽費は徴収いたしません。)

その他	当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものにする為に、適宜、レクリエーション行事等の企画も行っています。
-----	--

7. 利用料等(別紙 入所料金表 参照)

(1)お支払い方法

利用料は毎月「月末締め」とし、請求書の発行は翌月の10日頃となります。	
口座振替（引落）	山口銀行・ゆうちょ銀行 毎月20日(手数料は施設負担) その他の銀行 毎月26日(手数料は施設負担)
振込（山口銀行）	お振込みは、必ず利用者名でお願いします。 ※手数料は、ご本人負担となります。
領収書	口座振替・振込確認後に領収書を発行いたします。

8. 緊急時の対応または事故発生時の対応

利用者の症状に急変が生じた場合、あるいは事故等により救急を要す場合は、速やかに必要な措置を講じます。 ・家族及び介護者の連絡 ・医療機関への連携 ※事故発生時は、加えて市町(介護保険課)へ連絡いたします。 また、アクシデントにより当施設入所中に損害賠償が発生する事故が生じた場合は、損害賠償責任を速やかに遂行いたします。但し、利用者の過失による場合は損害賠償いたしません。尚、当事業所は下記傷害保険に加入しています。 株式会社全老健共済会(三井住友海上火災保険株式会社)

9. 併設病院・協力歯科医院・協力病院

(1)併設病院

名 称	住 所	電話番号
済生会豊浦病院	下関市豊浦町大字小串 10007-3	083-774-0511

(2)協力医療機関

あやらぎスマイル 歯科小児科医院	下関市綾羅木新町3丁目2-1 ザ・ビッグ綾羅木店内	083-242-4618
---------------------	------------------------------	--------------

10. 非常災害対策など

非常時の対応	別途定める「防災避難計画」により対応します。
防災訓練	別途定める「防災避難計画」により、年2回以上の避難訓練を実施いたします。
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、火災報知システム
業務継続計画	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画により行動します。

11. 当施設のご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は必ずその都度、職員に届け出てください。
設備・器具の利用	本来の用法に従ってご利用ください。用法に従わず破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙、飲酒はできません。
迷惑行為 等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。
宗教活動 等	施設内での宗教活動は、ご遠慮ください。

12. 虐待の防止について

1. 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為に、以下に掲げる事項を実施します。

(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会の設置

(2) 虐待防止の為の指針を整備

(3) 虐待を防止する為の定期的な研修を実施

虐待の防止に係る責任者

所 長 阪田 健介

虐待の防止に係る担当者

看護介護長 藤田美佐江

13. 施設サービスについての支援相談

1. 介護老人保健施設「ひびき苑」は、環境を整え、家庭的な雰囲気ですべての自立支援を目指しています。当施設へのご要望、ご不満等がありましたら、ご相談ください。
 - ・ 行事や施設生活でのお問合せ
 - ・ 当施設ご利用における療養費等の負担金に対するお悩み
 - ・ サービス等に関する要望、苦情について
 - ・ 行政手続き代行
 - ・ 今後の療養、生活についてのご相談
 2. 介護老人保健施設「ひびき苑」は、本来長期入所を目的とした施設ではありません。在宅復帰を目指し、支援相談員が下記のような内容でご相談をお受けしています。
 - ・ 当施設入退所についてのご相談
 - ・ 在宅復帰が困難、又は在宅での生活に不安がある等
- その他、下記苦情相談窓口を設置しています。療養上のご相談、お悩みがありましたら、どのような些細な内容でも気軽にご相談ください。尚、ご相談の過程で皆様のプライバシーに立ち入らせいただくこともあるかと思いますが、秘密は厳守いたします。

苦情相談窓口

何かお困りの内容がありましたら、お気軽にご相談ください。

支援相談員：中林 徹明

〒759-6302 山口県下関市豊浦町大字小串 10007-3

済生会豊浦ケアセンター 介護老人保健施設 ひびき苑

TEL:083-772-2231

FAX:083-772-4605

要望や苦情等は、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他の苦情相談窓口

○下関市役所介護保険課事業者係

下関市南部町1番1号(本庁舎西棟2階A3窓口)

TEL:(083)231-1371 FAX:(083)231-2743

受付日時 AM8:30~PM5:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

○山口県国民健康保険団体連合会

山口市大字朝田1980-7 国保会館

TEL:(083)995-1010 FAX:(083)934-3665

受付日時 AM8:30~PM5:15(土・日・祝日・年末年始を除く)